

同居家族等のいる利用者の生活援助例外給付の取扱いについて

小松市長寿介護課
令和3年4月作成

1 例外給付の取扱いについて

訪問介護のうち、生活援助は、利用者が1人暮らしである場合または同居家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により家事を行うことが困難な場合に行う「掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）」のことをいい、同居家族等がいる利用者が当該訪問介護費の算定を行う場合は、ケアマネジャー等からの申し出により、保険者は例外給付の協議を行い、当該サービスの訪問介護費の可否を判断することとされている。

そこで、本取扱いでは、同居家族等のいる利用者の生活援助例外給付の取扱いについて記載するものとする。

2 例外給付の協議対象となる要件と利用までの流れについて

（1）同居家族の考え方について

- ① 同じ家屋に家族等が住んでいる。
- ② 二世帯住宅、あるいは同じ建物に家族等が住んでいる。玄関（入口）、建物の内部がつながっている等家屋の構造は問わない。
- ③ 同一敷地内または隣接する敷地に家族等が住んでいる。②と同様、家屋の構造は問わない。
- ④ 別居の家族等が週に何日か泊まって介護を行っている。
- ⑤ 上記の他、日常的に介護が行える家族等がいる場合は、同居と捉えるケースもありますので、判断が難しい場合は小松市長寿介護課まで確認すること。

（2）同居家族がいる場合の生活援助の導入にあたって

同居家族がいる場合は、原則、生活援助の算定はできないが、同居家族が「障がい」や「疾病」等により家事等ができない場合または以下に挙げるような状況である場合は、保険者に対して、協議の申し出をすることができる。

このような場合であっても、サービス担当者会議において、本人ができること、できうこと、同居家族ができること、別居家族ができること及びインフォーマルサービスで対応できることを十分アセスメントした上で、介護保険サービスでの利用の必要性の有無を検討し、必要と判断した場合は、必要な支援の内容と必要量についても検討することとする。

例外給付の協議対象となる要件（例）

① 同居家族が障がい、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難な状況

障がい、疾病や要介護認定等の事実のみでもって生活援助を算定することは認められません。障がい名、疾病名、要介護度を明らかにしたうえで、できること、できないこと、できそうなことを明確にし、算定の可否の判断をしてください。なお、同居家族の疾病に関することは、その主治医に確認する必要はありません。

② 障がいや疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難である場合

ア) 高齢による筋力低下があり困難な家事がある場合。

※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はできません。

イ) 家族による困難な家事があり、代替手段もない。

※家族等が担えない場合でも、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討してください。「単にやったことがない」家事は該当しません。

ウ) 安全面や健康面、衛生面からみて必要性が高い。

例)「呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要(担当医からの指示あり)
だが、家族は仕事で帰宅が遅いため、こまめな掃除ができない」

「自力排泄は可能だが、ほぼ毎回トイレを汚してしまうため、その都度の掃除が必要」など。

エ) 時間が限定され、その時間に家族などの支援が得られない。

例)「食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行わ
れなければならないことがある」

オ) 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障がでる
等いわゆる「共倒れ」になる恐がある場合。

③ 同居家族との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない

介護放棄や修復不能なこじれ等は該当しますが、単にやった事がない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しません。虐待が疑われる事例については、市や高齢者総合相談センター等に相談したうえで検討してください。

④ 同居の家族に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない

診断は受けていないが、会話等から精神疾患が疑われ、なおかつ援助が期待できない場合等。

⑤ その他やむを得ない事情があると判断した場合

⑥ 日中独居の取り扱いについて

(1) 同居家族が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合。

(2) 就労状況により必要な支援が受けられない。

例)「深夜勤の仕事で日中は家で休息をとらなければならない」

「日中勤務だが残業が多く帰宅が○時と遅い」など

※単に日中不在や出張で不在という理由のみでもって算定することは認められません。どの時間帯（期間）が独居状態になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容なのか、よく検討してください。

(3) 例外給付の対象としての利用までの流れ

手順1：利用者の状態の確認およびアセスメントの実施

ケアマネジャー等は利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者本人や主介護者的心身の状態像が(2)の例外給付の協議対象となる要件がある場合は、予め利用者及びその家族に例外給付に係る申請の了承を得た上で、小松市へ連絡する。なお、届出は、給付を行う概ね1ヶ月程度前までに行うものとする。

手順2：確認依頼申請書類の提出及び協議

小松市は、担当ケアマネジャー等と面談を実施し、例外給付の可否について判断すること。その際、利用者や家族の立ち合いは原則求めないものとする。

①	同居家族等がいる利用者の生活援助例外給付確認シート（様式1）	
②	要支援	・介護予防サービス支援計画表（介護予防ケアプラン）※ ・課題整理総括表
	要介護	・居宅サービス計画書第1表から第3表（写）※
③	サービス利用票及び別票（当該認定有効期間内の利用月）	
④	支援経過記録	
⑤	サービス担当者会議の要点（写）	
⑥	利用者基本情報（フェイスシート）	
⑦	アセスメントシート	

手順3：審査→結果の通知

小松市は、提出書類及び協議内容等を踏まえ、市保健師等の専門職と検討した上で、例外給付の可否について判断し、その結果をケアマネジャー等へ伝達する。

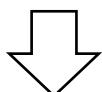
ケアマネジャー等は、必要に応じて、支援経過記録にその結果を記入すること。

手順4：居宅サービス計画書等の提出

ケアマネジャー等は、(3)の結果を踏まえ、サービス担当者会議等を開催し、家族の役割調整等を行った上で、新規の「居宅サービス計画書第1表から第3表（写）」を市へ提出する。（その際、本人や家族の役割を具体的に記入すること。）

3. 必要性の検証

生活援助の例外給付中は、ケアマネジャー等が少なくとも月1回のモニタリング、必要に応じ随時行う（介護予防）ケアプランの評価などにより、必ずその必要性を見直し、その結果を記録する。



- 〔・ケアマネジメントの結果利用が不要となった場合は速やかに中止とする。〕
- 〔・再度協議が必要となれば、再度「確認依頼申請」手続きを行う。〕

事後に行われた小松市の実地指導および監査等によって、見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合は、保険給付の返還対象となる。あくまで同居家族等のいる利用者の生活援助は例外給付であることが原則となっていることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行うことが必要である。

4 その他

なお、上記の定めのない内容は、小松市が別に定めるものとする。